

**改正**

平成26年 2月13日 条例第2号

平成26年 6月19日 条例第16号

四万十町立美術館条例

(設置)

**第1条** 美術その他芸術文化に関する住民の知識及び教養の向上を図り、文化の振興に寄与するため、四万十町立美術館（以下「美術館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
四万十町立美術館	四万十町茂串町219番地 8

(管理運営)

**第3条** 美術館は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に従い、健全かつ効率的に運営しなければならない。

(業務)

**第4条** 美術館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 美術品及び美術に関する資料（以下「美術品等」という。）の収集、保管及び展示
- (2) 美術に関する専門的な調査研究
- (3) 美術に関する講演会、講習会、研究会等の教育普及活動
- (4) 美術品等の展示のための施設及び設備の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、美術館の設置の目的を達成するための必要な業務

(休館日)

**第5条** 美術館の休館日は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 毎週月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月27日から翌年の1月5日まで

(開館時間)

**第6条** 美術館の開館時間は、午前10時から午後5時30分までとする。ただし、日曜日については、午前10時から午後4時30分までとする。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

一部改正〔平成26年条例16号〕

(職員)

**第7条** 美術館に館長、副館長及びその他必要な職員を置く。

(美術品等の管理)

**第8条** 美術館の美術品等は、町長が必要と認める場合のほか、美術館以外の場所で利用することができない。

(観覧料の徴収)

**第9条** 町長は、美術館が展示する美術品等を観覧する者（以下「観覧者」という。）から、別表第1に規定する額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の観覧料を徴収する。ただし、規則で定める者については、この限りでない。

一部改正〔平成26年条例2号〕

(観覧料の減免)

**第10条** 町長は、特に必要があると認めるときは、観覧料を減免することができる。

(観覧料の不還付)

**第11条** 既に納付された観覧料は、還付しない。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(施設の利用の許可等)

**第12条** 美術館の展示室及びその附属設備（以下「施設」という。）を利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を許可しないことができる。

(1) 利用の目的が美術館の設置の目的に反するとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、施設を利用させることが不適當であると認めるとき。

(使用料の納付)

**第13条** 施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表第2に規定する額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の使用料を町に納付しなければならない。

一部改正〔平成26年条例2号〕

(使用料の減免)

**第14条** 町長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

**第15条** 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

**第16条** 利用者は、施設の利用の許可に伴う権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

**第17条** 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

(1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 利用者が利用の許可の条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じて、町は、賠償責任を負わない。ただし、前項第3号の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が町の都合によるときは、この限りでない。

(美術品等の撮影等の承認)

**第18条** 学術研究等のため美術館の美術品等の撮影、複写、模写又は模造等をしようとする者は、町長の承認を得なければならない。

2 前項の場合において、美術館の美術品等は、町長が特に必要と認める場合のほか、美術館以外の場所で利用することができない。

(特別の設備)

**第19条** 利用者は、美術館の施設に特別の設備をし、又は設備に変更を加えてはならない。ただし、町長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(原状回復義務)

**第20条** 利用者は、施設の利用が終わったとき、又は第17条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、当該利用に係る施設及び設備を原状に復し、町長に報告しなければならない。

(損害賠償義務)

**第21条** 観覧者及び利用者は、故意又は過失により美術館の美術品等又は施設を損傷し、又は亡失したときは、これによって生じた損害を町長の認定に基づき賠償しなければならない。

(運営審議会)

**第22条** 美術館の運営に必要な事項を審議するため、四万十町立美術館運営審議会（以下「運営審議会」という。）を置く。

2 運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

**第23条** この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の窪川町立美術館の設置及び管理に関する条例（平成12年窪川町条例第34号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までに合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成26年2月13日条例第2号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月19日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

**別表第1**（第9条関係）

## 1 観覧料

観覧者の区分	単位	観覧料		
		通常の場合		特別の展示の場合
			20人以上の団体の場合	
15歳以上の者（高校生を除く。）	1人1回	190円	100円	1,910円以内で町長が定める額
高校生	1人1回	—	—	

一部改正〔平成26年条例2号〕

## 別表第2（第13条関係）

### 2 使用料

普通使用料			特別使用料（冷暖房を含む。）		
10時から正午まで	正午から18時まで	10時から18時まで	10時から正午まで	正午から18時まで	10時から18時まで
580円	1,530円	1,910円	1,150円	3,050円	3,810円
時間外使用料 1時間につき290円			時間外使用料 1時間につき580円		

#### 備考

- 1 使用料の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の目的に利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合においては、単に展示品等を保管するだけのために利用する間の夜間（18時から翌日の10時までをいう。）の時間は、含まないものとする。
- 2 時間外使用料の計算において、時間外の利用時間が1時間未満であるとき、又は当該利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算するものとする。

一部改正〔平成26年条例2号〕